

## 社会福祉法人甲賀会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲賀会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬及び日当等の支給)

第2条 役員等に対して支給する報酬額は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査、役員等対象研修会および監事にあつては監事監査（以下「会議等」という）への出席に係る職務執行の対価として報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- ① 報酬については、別表第1に定める額
- ② 賞与については、支給しない。
- ③ 退職手当については、支給しない。
- ④ 通勤手当については、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払う。
- ⑤ 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、当日支給する。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を受けて行う。

(補足)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。
3. この規程は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。
4. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規定は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

別表 1

常勤役員等	該当なし（職員として給与が支給されるものを除く）
非常勤役員等	会議等への出席の都度：一人一律  ¥5,000 円